

# 第160期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時

## 場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号

ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

## 目次

第160期定時株主総会招集ご通知	1
<b>(添付書類)</b>	
第160期事業報告	3
計算書類	37
連結計算書類	40
監査報告書	43
<b>(株主総会参考書類)</b>	
第1号議案 剰余金の配当の件	47
第2号議案 取締役14名選任の件	48
第3号議案 監査役2名選任の件	57
インターネットによる議決権行使のご案内	60
株主総会会場のご案内	

証券コード 8524  
平成28年5月31日

株主各位

札幌市中央区大通西三丁目7番地  
**株式会社北洋銀行**  
取締役頭取 石井 純 二

## 第160期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第160期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

○ 議決権行使の方法につきましては、2頁の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第160期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
  2. 第160期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役14名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

## 議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合



**開催日時** 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。  
なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合



**行使期限** 平成28年6月27日(月曜日) 午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

### 電磁的方法(インターネット)で議決権を行使される場合



**行使期限** 平成28年6月27日(月曜日) 午後5時まで

インターネットで所定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、本招集ご通知の60頁をご参照ください。

◎書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

◎次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.hokuyobank.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 計算書類の個別注記表      ② 連結計算書類の連結注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、この「個別注記表」および「連結注記表」も含まれております。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.hokuyobank.co.jp>)に修正後の内容を掲載いたします。

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### <主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、信託業務、クレジットカード業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

#### <金融経済環境>

当事業年度におけるわが国経済は、一部に弱い動きがあるものの、緩やかな回復が続きました。設備投資は企業業績の堅調な推移により、増加基調となりました。個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に、底堅い推移となりました。一方で、中国経済の減速や新興国の景気下振れによる国内景気への影響も一部にみられました。

金融面では、日本銀行が平成28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定しました。これにより、無担保コールレートと10年国債新発債利回りは、2月下旬よりマイナスに転じました。対ドル円相場は、年度当初120円前後で推移していました。12月中旬にアメリカの利上げが実施されたことによって、123円台まで円安が進みましたが、原油安や新興国経済の減速によるリスク回避の動きから、円高方向に転じ、年度末は112円前後での推移となりました。

次に北海道経済をみますと、北海道経済は緩やかに回復しました。設備投資は再開発に伴うオフィスビルの建築や製造業の大型付加価値投資、能力増強投資、さらに新幹線開業に伴うホテルの新築や増改築により増加基調となりました。公共投資は予算の制約から減少しました。個人消費は雇用・所得環境の改善が続くなか、底堅く推移しました。住宅投資は低水準の金利を背景に持ち直しました。観光関連は外国人観光客の大幅な増加や、新千歳空港の発着枠の拡大、新幹線開業により国内からの来道者数も増加し、好調を維持しました。

#### <事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行は、地域金融機関として北海道経済を支えていくことを責務と考え、円滑な資金供給はもとより、高度かつ多様なコンサルティング機能の発揮に努め、地域経済の持続的成長に向けた様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

## ① 主要勘定残高

平成28年3月末の貸出金は5兆7,978億円と前年比2,441億円増加（4.3%）、預金・譲渡性預金は7兆8,348億円と前年比2,418億円増加（3.1%）いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

			平成27年3月末	平成28年3月末	増減
総	資	産	81,375	84,410	3,035
貸	出	金	55,536	57,978	2,441
有	価	証	17,863	17,105	△758
預	金	・ 譲 渡 性 預 金	75,929	78,348	2,418
純	資	産	3,540	3,747	207

## ② 損益の状況

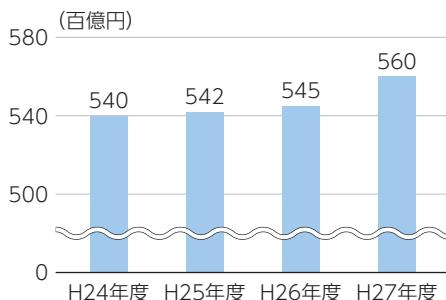
当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,216億円と前年比69億円増加いたしました。資金運用収益は、有価証券利息配当金が増加した一方、貸出金利息が減少したことにより前年比2億円減少いたしました。

経常費用は、933億円と前年比37億円増加いたしました。営業経費は預金保険料の減少などにより前年比3億円減少いたしました。一方、役務取引等費用は、コンシューマーファイナンスの残高の伸びに伴う支払保証料の増加などにより前年比17億円増加いたしました。

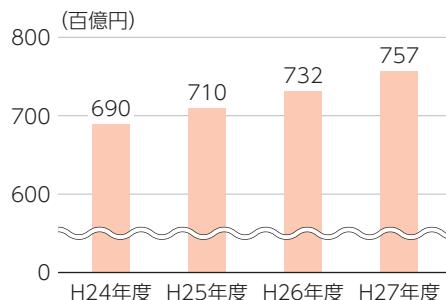
以上の結果、当事業年度の経常利益は前年比32億円増加の283億円、当期純利益は前年比28億円増加の177億円となりました。

## ご参考

## ■ 貸出金平均残高の推移（単体）



## ■ 預金・譲渡性預金平均残高の推移（単体）



損益の状況（単体）

（単位：億円）

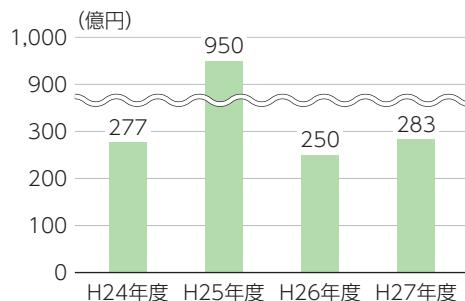
	平成26年度	平成27年度	増 減
経常収益	1,146	1,216	69
うち 資金運用収益	812	810	△2
うち 役務取引等収益	273	280	6
うち 有価証券等売却益（注1）	22	71	48
うち 貸倒引当金戻入益	—	14	14
経常費用	896	933	37
うち 資金調達費用	41	40	△0
うち 役務取引等費用	97	114	17
うち 営業経費	740	736	△3
うち 有価証券等売却損・償却（注2）	2	11	8
うち 貸倒引当金繰入額	1	—	△1
経常利益	250	283	32
法人税等調整額	82	72	△9
当期純利益	148	177	28

（注）1. 株式等売却益＋債券売却益・償還益

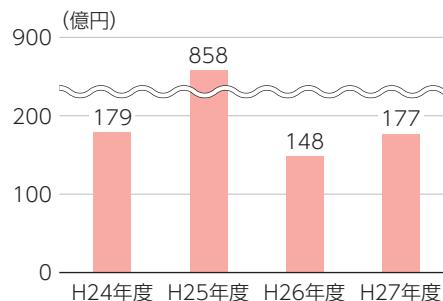
2. 株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移（単体）



■当期純利益の推移（単体）



（注）平成25年度は、価格変動リスクの高い有価証券の一部を売却し、多額の資金運用収益等を計上したという特殊要因があったため経常利益・当期純利益とも大幅に増加しております。

### ③ 自己資本比率、ROE

平成28年3月末の自己資本比率（国内基準）は、利益の積上げや算出手法の変更（注）により、11.67%となりました。

ROE（当期純利益ベース）は、当期純利益が前年比28億円増加したことを主な要因として4.85%と前年比0.41ポイント増加いたしました。

自己資本比率、ROEの推移（単体）

	平成28年3月末	増 減
自己資本比率（国内基準、基礎的内部格付手法）	11.67%	/
ROE（当期純利益ベース）	4.85%	

	平成27年3月末
自己資本比率（国内基準、標準的手法）	10.09%
ROE（当期純利益ベース）	4.44%

- (注) 1. 自己資本比率は、平成28年3月末より「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。平成27年3月末は「標準的手法（SA）」により算出しており、両年度の算出手法が異なることから、自己資本比率の増減は記載しておりません。
2. 「標準的手法」と「基礎的内部格付手法」について  
銀行の「自己資本比率」は分母に（総資産ではなく）貸出金や有価証券等の資産のリスクを考慮して算出した「リスクアセット」という数値を用いて算出します。
- ・「標準的手法」は、金融庁が定めた一般的な掛目を用いて「リスクアセット」を算出する簡易な手法です。
  - ・「基礎的内部格付手法」は、銀行がそれぞれの取引先に付与した格付に基づき「リスクアセット」を算出するもので、金融庁が承認した銀行のみが採用できる高度な手法です。

$$3. \text{ROE（当期純利益ベース）} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^* + \text{当期末純資産}^*) \div 2} \times 100$$

※ 新株予約権を除く

### ④ リスク管理債権

平成28年3月末のリスク管理債権は、直接償却や債権売却などの最終処理の進展やリスク管理債権区分の上方遷移などにより1,085億円と前年比179億円減少いたしました。

また、リスク管理債権比率（リスク管理債権が貸出金に占める割合）は、1.87%と前年比0.40ポイント改善いたしました。

リスク管理債権残高の推移（単体）

（単位：億円、％）

	平成27年3月末	平成28年3月末	増 減
破 綻 先 債 権	132	78	△54
延 滞 債 権	927	829	△98
3 ヲ月以上延滞債権	1	8	6
貸出条件緩和債権	202	169	△32
リスク管理債権合計	1,265	1,085	△179
（貸出金に占める割合）	(2.27)	(1.87)	(△0.40)

⑤ 有価証券の評価損益

平成28年3月末の有価証券の評価損益は、1,002億円の評価益と前年比65億円増加いたしました。その内訳は、下表のとおりであります。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	平成27年3月末	平成28年3月末	増 減
そ の 他 有 価 証 券	936	1,002	65
株 式	677	681	3
債 券	222	312	90
そ の 他	36	8	△28

日 経 平 均 株 価 (円)	19,206.99	16,758.67	△2,448.32
長 期 国 債 利 回 (%)	0.400	△0.050	△0.450

⑥ 営業施策

当行は、「北海道の洋々たる発展の礎となる銀行」という経営理念のもと、お客さまのライフステージに応じたサービスのご提供など、地域密着型金融への取組みを通じ、お客さま、そして地域の発展・活性化に積極的に取り組んでおります。

## 〔個人のお客さまに向けた取組み〕

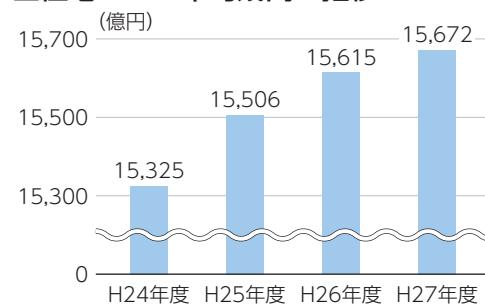
多様なニーズにお応えすべく資産運用のご相談に積極的に取組むとともに、住宅ローンやカードローンなど個人ローンの各種商品のラインナップ拡充を行いました。また、新たな取組みとしまして、スマートフォンやタブレット端末などにより、WEB上でお申込みからご契約まで来店不要でお手続きができる「北洋フリー&おまとめローン（WEB完結型）」や、通帳を発行せずにWEB上で簡単に口座開設のお申込みができるほくようWeb口座「愛称：Webry（ウェブリィ）」の取扱いを開始いたしました。加えて、相続や贈与に関する相談ニーズにお応えすべく、「結婚・子育て資金贈与専用預金（愛称：ハッピーエール）」の取扱いを開始しております。

## 〔法人のお客さまに向けた取組み〕

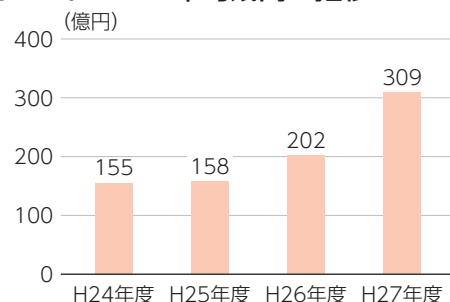
医療や農業・食品などを成長分野と定め、積極的な支援を実施したほか、経営課題のスムーズな解決に向けて様々なソリューションメニューを用意し、提案型渉外を実施しております。経営課題の一つである事業承継については、引続き、本部内の専門チームを中心に積極的に対応したほか、専門資格保有者を国内銀行最多となる700人に増やすなど、事業承継の実務知識を持った行員の養成に取組んでおります。今後は専門チームに加え、各営業店でも積極的に相談ニーズに応えてまいります。また、新たな取組みとしまして、ご融資に限らない多様な資金調達手段のご提供を目的として、道内で初めてとなる医療・介護・福祉事業者向け債券発行スキームである「北洋医療福祉債」の取扱いを開始しております。

## ご参考

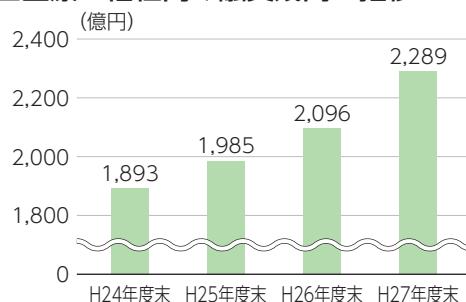
## ■住宅ローン平均残高の推移



## ■カードローン平均残高の推移



## ■医療・福祉向け融資残高の推移



### 〔地域の活性化に向けた取組み〕

北海道新幹線開業の経済効果を拡大すべく、新函館北斗駅に海外発行カードに対応したATMを設置したほか、函館に進出する青森の食品製造会社に、官民連携ファンドである「青函活性化ファンド」を通じて投資を実行いたしました。加えて、地方創生の理念に基づき、北海道の特徴を活かしつつ自律的で持続的な社会を実現するため、道内自治体との連携協定等をとおして、様々な施策に取り組んでおります。一例として、道内自治体が推進する「空き家対策事業」「子育て支援」について、空き家の解体や既存住宅の有効活用（子育て世代への賃貸等）にご利用いただける各種ローンの取扱いを開始いたしました。また、PFI事業（注）である伊達市の学校給食センター整備運営事業（平成30年供用開始）に対して、伊達信用金庫と協調でシンジケートローンを実行することを決定いたしました。地元企業を積極的にサポートし、資金面でも地元金融機関が参画することで、「地域密着型PFI事業」の実現を目指しております。

（注）PFI事業：公共施設の設計・建設・維持管理、および運営を民間の選定事業者が一括して行う事業



〔北広島市との連携協定調印式〕  
当事業年度末までに道内18の自治体と  
包括連携協定を締結しております

### 〔その他の取組み〕

平成27年8月に、千葉銀行、東邦銀行、第四銀行、北國銀行、中国銀行、伊予銀行が参加する「TSUBASA（翼）プロジェクト」に参加いたしました。将来の基幹系システム共同研究・検討に加え、新商品の開発や広域でのビジネスマッチングなど、お客さまに新たな価値をご提供できるよう、幅広い分野での情報交換・連携を行っております。平成28年3月にはその一環として、千葉銀行、第四銀行、中国銀行による「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」に伊予銀行、東邦銀行とともに参加いたしました。IT技術を駆使した金融サービスである「フィンテック」に対応すべく、人工知能やモバイル技術の活用などのテーマの具現化を目指してまいります。

## ⑦ CSR活動

当行グループは、地域社会の一員としてCSR（企業の社会的責任）を重視し、環境や地域社会などのステークホルダー（利害関係者）に配慮した経営を行うことが不可欠と考えております。地域社会の活性化と持続的発展のため、「環境保全」「医療福祉」「教育文化」を重点取り組みテーマとして、当行にCSR推進室を設置し、機動的に様々な施策に取り組んでおります。

### 〔環境保全に向けた取り組み〕

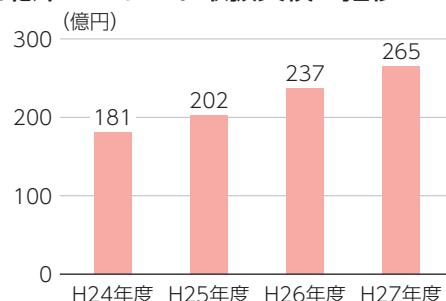
地球温暖化防止の観点から二酸化炭素など温暖化ガス削減に取り組むとともに、環境格付融資やエコファンド（ほくよう成長サポートファンド「飛翔NEO」）、エコボンド（環境配慮型企业向け私募債「北洋エコボンド」）、環境ビジネス支援ファンド等を取扱っております。また、生物多様性保全を目的とした「ほくく一基金（平成22年度設立）」では、官民連携からなる「ほくく一基金選定協議会」で選考のうえ、北海道の希少動植物保護に取り組む団体等累計26先（平成28年3月時点）に助成を行いました。

### 〔医療福祉に向けた取り組み〕

地元大学との提携による「市民医療セミナー」の開催、臓器提供意思表示カードの全店設置等、地域医療の支援に積極的に取り組んでおります。また、当行は、北海道骨髄バンク推進協議会が設立（平成2年10月）された当初より骨髄バンク支援活動を継続しており、事務局運営等への人的支援、推進活動への資金援助のほか、骨髄ドナー休暇を設けて行員の貢献活動も推奨しております。

## ご参考

### ■北洋エコボンド取扱実績の推移



〔ほくく一基金贈呈式〕

### 〔教育文化に向けた取組み〕

金融教育ができる教員を育てることを目的とした北海道教育大学との金融教育プロジェクトや児童・生徒の銀行営業店見学に継続して取り組んでおります。また、40年以上にわたって開催されている毎日新聞社主催の「中学生作文コンクール」へも協賛しており、当行本店を主会場として表彰式を行っております。芸術・文化振興などの活動にも取組み、平成24年度より、札幌交響楽団によるクラシックコンサートを実施しております。これまでに札幌・深川・室蘭・帯広・小樽において延べ8回開催し、約12,500名のお客さまをご招待いたしました。

## ⑧ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

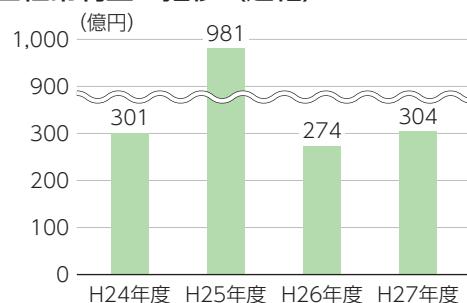
連結経常収益は、1,497億円と前年比58億円増加いたしました。連結経常費用は1,193億円と前年比28億円増加いたしました。

この結果、連結経常利益は304億円と前年比30億円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は180億円と前年比22億円増加いたしました。

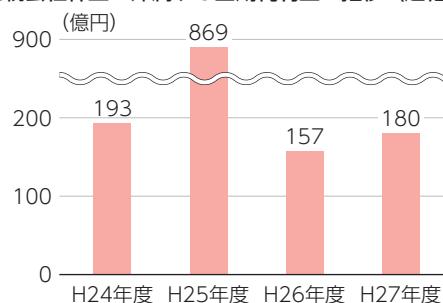
また、連結自己資本比率（国内基準）は、11.98%となりました。

### ご参考

#### ■ 経常利益の推移（連結）



#### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



(注) 平成25年度は、価格変動リスクの高い有価証券の一部を売却し、多額の資金運用収益等を計上したという特殊要因があったため経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益とも大幅に増加しております。

## <対処すべき課題>

当行が事業の基盤とする北海道経済の当事業年度の状況をみますと、外国人観光客の増加などにより緩やかな回復をみせているものの、新興国経済の不安や原油安などの要因により先行きの不透明感は強まりつつあります。また、中長期的には、人口減少をはじめとする社会・経済構造の変化が本格化していく中で、地方創生における地域金融機関としての役割が一層重要になると考えております。

このような経済環境のもと、平成28年度が最終年度となる中期経営計画 <『挑戦』～北海道の新しい価値を創造し、ともに成長するステージへ～> に基づき、「北海道の可能性」と「当行の強み・独自性」の相乗効果を発揮し、北海道と当行がともに発展していくために、下記の7点に取組んでまいります。

- ① 地域の成長支援 ～ 「地方創生」 への貢献
- ② お客さまとの接点拡大  
職域・オーナー取引や相続業務の推進など、総合的な取引への取組み強化
- ③ 金融仲介機能の強化  
担保や保証に過度に依存せず、お客さまの事業内容を評価する貸出の推進
- ④ 経営基盤の強化 ～ フィンテックへの対応、サイバーセキュリティの強化
- ⑤ ローコスト体質の確立 ～ 業務効率化、本部組織のスリム化
- ⑥ 人材の活性化 ～ 従業員のスキル向上、活躍の場拡大
- ⑦ 株主価値の向上 ～ ROEの向上、業績連動配当の実施

これらを着実に実践し、当行の経営理念である「北海道の洋々たる発展の礎となる銀行」として、お客さま・地域とともに持続的成長を実現してまいります。

## 中期経営計画 <『挑戦』～北海道の新しい価値を創造し、ともに成長するステージへ～> の概要

北洋銀行は、平成26年度から平成28年度までの経営計画として、<『挑戦』～北海道の新しい価値を創造し、ともに成長するステージへ～> を策定しております。

本計画は、中長期的な北洋銀行のあるべき姿「中長期ビジョン」を明確にし、「北海道の可能性」と「北洋銀行の強み・独自性」の相乗効果により、北海道のポテンシャルを実現するとともに、お客さまや地域の発展に寄与することをメインテーマとしております。計画期間は、平成29年8月に到来する北洋銀行100周年直前の重要な3年間であり、役職員一人ひとりが、お客さま目線を重視し、新しい価値や方向性、北洋銀行が果たすべき役割に対して果敢に『挑戦』してまいります。

### 中長期ビジョン

## 北海道の新たな道標と価値の創造を担う銀行へ

お客さま満足・地域貢献・従業員満足で地銀No.1を目指す

### 中長期ビジョンの実現に向けた戦略の方向性

「北海道の可能性」と「北洋銀行の強み・独自性」の相乗効果により、地域経済の活性化とデフレ脱却に向け『挑戦』し、北海道の新たな道標と価値の創造を目指す。

#### 北海道の可能性

- ・高齢者増加によるシルバービジネスの進展
- ・高品質な食品産地としての可能性
- ・再生可能エネルギーの利用拡大
- ・観光のポテンシャル
- ・地政学的優位性
- ・外部環境の変化に伴う機会の増加



#### 北洋銀行の強み・独自性

- ・道内最大の顧客基盤＝最大のデータ・情報量
- ・道内最大の店舗・ATM網
- ・多彩なコンサルティング機能
- ・高い地域密着力
- ・豊富な人材

#### 相乗効果の発揮

人材のフル活用

域内を還流する形での資金供給

蓄積・分析した情報の迅速な発信

北海道のポテンシャルを実現し、お客さまや地域の発展に寄与

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	70,804	72,395	74,866	77,232
定期性預金	22,534	22,094	21,774	21,185
その他	48,270	50,300	53,091	56,047
貸 出 金	56,327	56,219	55,536	57,978
個人向け	16,416	16,611	16,618	16,895
中小企業向け	18,698	18,642	17,345	17,200
その他	21,212	20,965	21,573	23,882
商品有価証券	55	59	50	56
有 価 証 券	15,619	15,621	17,863	17,105
国債	7,293	6,829	7,000	6,154
その他	8,325	8,792	10,863	10,950
総 資 産	77,903	78,626	81,375	84,410
内 国 為 替 取 扱 高	1,228,976	1,211,915	1,228,216	1,225,292
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,847	百万ドル 2,386	百万ドル 2,326	百万ドル 2,326
経 常 利 益	百万円 27,758	百万円 95,054	百万円 25,075	百万円 28,308
当 期 純 利 益	百万円 17,993	百万円 85,836	百万円 14,876	百万円 17,704
1株当たり当期純利益	43円18銭	190円98銭	37円29銭	44円38銭

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行は、平成24年10月1日（平成24年度）に株式会社札幌北洋ホールディングスと合併しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	1,622	2,285	1,439	1,497
経常利益	301	981	274	304
親会社株主に帰属する 当期純利益	193	869	157	180
包括利益	601	444	428	248
純資産額	4,011	3,265	3,680	3,895
総資産	78,123	78,875	81,624	84,645

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,490人	3,585人
平均年齢	41年 9月	41年 8月
平均勤続年数	16年 10月	16年 6月
平均給与月額	393千円	387千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります(時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末		前年度末	
	国内部門	国際部門	国内部門	国際部門
使用人数	3,435人	55人	3,522人	63人

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北 海 道	171	(7)	174	(9)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
合 計	172	(7)	175	(9)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3ヵ所(前年度末3ヵ所)、店舗外現金自動設備を475ヵ所(前年度末467ヵ所)設置しております。

□ 当年度新設営業所  
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

紋別支店	広域紋別病院	(紋別市)
平岸中央支店	ドコモショップ南平岸店	(札幌市豊平区)
苫小牧中央支店	MEGAドン・キホーテ苫小牧店	(苫小牧市)
桔梗支店	スーパーアークス七飯店	(七飯町)
当別支店	北海道医療大学	(当別町)
道庁支店	道庁別館地下1階	(札幌市中央区)
宮の森支店	地下鉄西28丁目駅	(札幌市中央区)
宮の森支店	円山北町	(札幌市中央区)
函館中央支店	新函館北斗駅	(北斗市)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

岩見沢中央支店	ダイエー岩見沢店	(岩見沢市)
---------	----------	--------

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	7,415
---------	-------

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	3,916
営業店施設	364

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業 務 内 容	設 年 月 日 立 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	平成元年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	昭和58年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	平成10年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	昭和63年 6月28日	100	4.16	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 連結される子会社および子法人等は上記4社であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。

## （7）事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成27年7月1日	当行の完全子会社である株式会社札幌北洋カードのJCBクレジットカード会員事業を、吸収分割により承継いたしました。

## （8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
横 内 龍 三	取締役会長（代表取締役） CSR総括		
石 井 純 二	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	(注) 4
柴 田 龍	取締役副頭取（代表取締役） 企画・戦略本部長委嘱 秘書室担当	中道リース株式会社 社外監査役	(注) 7
関 川 峰 希	常務取締役 リテール推進本部長委嘱		
荒 井 覚	常務取締役 営業店サポート本部長委嘱		
藤 井 文 世	常務取締役 融資本部長委嘱 金融円滑化特命担当	株式会社ソルハホールディングス 社外監査役	(注) 5
近 江 秀 彦	常務取締役 法人推進本部長委嘱		(注) 1
迫 田 敏 高	常務取締役 法務コンプライアンス部担当 リスク管理部担当		
東 原 幸 生	取締役 事業戦略部（同部長委嘱）担当		
長 野 実	取締役 本店営業部本店長委嘱		
安 田 光 春	取締役 経営企画部（同部長委嘱）担当		
馬 杉 榮 一	取締役（社外役員）		(注) 3
林 美香子	取締役（社外役員）		(注) 3
祖母井 里重子	取締役（社外役員）		(注) 3

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
下村幸弘	常勤監査役	北海道電力株式会社 社外監査役	
曾我浩司	常勤監査役	株式会社カナモト 社外監査役	
立川宏	常勤監査役 (社外役員)		(注) 3
武藤仁一	監査役 (社外役員)	北海道旅客鉄道株式会社 顧問	(注) 2,3
山田範保	監査役 (社外役員)	北海道電力株式会社 囑託	(注) 3

- (注) 1. 取締役近江秀彦氏は、平成28年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役武藤仁一氏は、北海道旅客鉄道株式会社において長年財務担当役員を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役馬杉榮一氏、林美香子氏、祖母井里重子氏、ならびに監査役立川宏氏、武藤仁一氏、山田範保氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
4. 取締役石井純二氏は、平成27年6月18日付で北海道旅客鉄道株式会社の社外監査役に就任しております。
5. 取締役藤井文世氏は、平成27年8月7日付で株式会社ツルハホールディングスの社外監査役に就任しております。
6. 平成27年6月25日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、嵐田昇氏は辞任により監査役を退任いたしました。
7. 平成28年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
柴田龍	取締役副頭取 (代表取締役) 企画・戦略本部長委嘱 秘書室担当	取締役副頭取 (代表取締役) 企画・戦略本部長委嘱 法人推進本部長委嘱 秘書室担当

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。

各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
小 林 良 輔	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 公務金融部(同部長委嘱)担当
塚 見 孝 成	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 地域産業支援部(同部長委嘱)担当
高 桑 裕 次	常務執行役員	法人推進本部副本部長委嘱 法人部(同部長委嘱)担当 中小企業取引推進特命担当
竹 内 巖	常務執行役員	融資第一部経営改善支援室担当
森 田 浩 明	常務執行役員	函館中央支店長委嘱
辰 野 靖	常務執行役員	リスク管理部(同部長委嘱)担当
藤 池 英 樹	常務執行役員	旭川中央支店長委嘱
澤 井 育 雄	常務執行役員	東京支店長委嘱
山 根 正 人	常務執行役員	帯広中央支店長委嘱
神 野 秀 俊	常務執行役員	釧路中央支店長委嘱
飯 田 祐 司	執行役員	ローン推進部(同部長委嘱)担当
松 下 克 則	執行役員	本店営業部副本店長委嘱
深 瀬 聡	執行役員	人事部(同部長委嘱)担当
伊 藤 博 公	執行役員	融資第一部(同部長委嘱)担当
櫻 井 誠	執行役員	事務サポート部(同部長委嘱)担当
田 中 修	執行役員	資産運用推進部(同部長委嘱)担当
今 野 了	執行役員	苫小牧中央支店長委嘱
工 藤 和 繁	執行役員	小樽中央支店長委嘱
西 野 寛	執行役員	本店営業部副本店長委嘱

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	17名	360
監査役	6名	61
計	23名	422

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は、年額420百万円（取締役340百万円、監査役80百万円）であります。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は、上記とは別枠にて年額100百万円であります。
2. 取締役に対する報酬等には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額55百万円を含んでおります。
3. 当行は、平成22年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを、上記定時株主総会において決議しております。
- これに基づき、第159期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し2百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は、上記報酬等には含んでおりません。

### <各会社役員報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針>

#### a. 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

また、報酬の客観性・透明性を確保し、グループ全体の報酬水準の調整を図ることなどを目的に、社外取締役全員および当行の代表取締役全員で構成するグループ報酬委員会を設置し、子会社も含めた個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などの概要は次のとおりです。

- イ 取締役の報酬体系を固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「ストック・オプション報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。
- ロ 「基本報酬」
- ・ 役位に応じた業務執行の役割と責任の程度に加えて、子会社の取締役を兼務している場合には、当行と子会社の業務執行の役割・責任の比重等を総合的に勘案して決定します。

- ・個別の支給額は、取締役報酬規程において定めてある役位に応じた支給上限額を上限として、グループ報酬委員会において決定します。なお、子会社の取締役を兼務し、子会社からも報酬が支給される場合には、当行と子会社からの支給額の合算金額は、当行の取締役報酬規程による支給上限額と、子会社の取締役報酬規程による支給上限額のいずれか高い金額を超えないものとします。

#### ハ 「賞与」

- ・株主に対する配当を実施した場合に限り支給します。
- ・株主総会に付議する支給総額は、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
- ・個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給割合を限度として、グループ報酬委員会において決定します。

#### 二 「ストック・オプション報酬」

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬と株価の連動性を高めることにより、中長期的な株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とするものです。
- ・業績および各取締役の実績に応じ、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会にて新株予約権の付与を決定します。
- ・新株予約権は、取締役を退任した日の翌日から10日以内に限り行使できることとします。

#### b. 監査役の報酬について

- ・監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ・個別の支給額は、監査役報酬規程において定めてある支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
馬 杉 榮 一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。</li> <li>・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。</li> </ul>
林 美香子	
祖母井 里重子	
武 藤 仁 一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。</li> <li>・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。</li> </ul>
山 田 範 保	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
馬 杉 榮 一 (取締役)	該当ありません
林 美香子 (取締役)	該当ありません
祖母井 里重子 (取締役)	該当ありません
立 川 宏 (監査役)	該当ありません
武 藤 仁 一 (監査役)	北海道旅客鉄道株式会社 顧問
山 田 範 保 (監査役)	北海道電力株式会社 嘱託

- (注) 1. 北海道電力株式会社は、当行の発行済みの普通株式（自己株式を除く）の5.80%を有する株主であります。  
2. その他の重要な兼職先と当行との間には、開示すべき関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
馬 杉 榮 一 (取締役)	3年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	弁護士としての専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
林 美香子 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。	農業や地域再生にかかる専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
祖母井 里重子 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。	弁護士としての専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
立 川 宏 (監査役)	9月	選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。 選任後の当期開催の監査役会12回全てに出席しております。	行政および教育分野における専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
武 藤 仁 一 (監査役)	3年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会17回全てに出席しております。	出身企業において財務担当役員や常勤監査役を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。
山 田 範 保 (監査役)	3年6月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会17回全てに出席しております。	出身企業において企画担当部長や役員を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	54	—

(注) 第159期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し2百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は、上記報酬等には含んでおりません。詳細につきましては、「2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項 (2) 会社役員に対する報酬等」に記載のとおりであります。

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	1,450,000,000株
	発行済株式の総数	399,060,179株

(注) 平成27年6月25日開催の第159期定時株主総会決議に基づく定款の一部変更により、当行の発行可能株式は普通株式のみとなっております。

(2) 当年度末株主数	12,508名
-------------	---------

### (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	30,954,500株	7.76%
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.76
北海道電力株式会社	23,147,000	5.80
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	19,449,998	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,699,000	4.18
第一生命保険株式会社	13,412,000	3.36
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	13,366,480	3.35
三井生命保険株式会社	11,132,000	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,838,600	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	8,028,600	2.01

(注) 1. 持株比率は、発行済普通株式の総数から自己株式（182,539株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・チエース・バンク・ナショナル・アソシエーションから平成26年10月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成26年9月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	17,570,800	4.40
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション	(本社) アメリカ合衆国オハイオ州コロンバス市ポラリス・パークウェー1111 (東京支店) 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,072,300	0.27

3. 平成27年7月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが平成27年6月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号	27,400	0.01
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国02199、マサチューセッツ州、ボストン、ハンティントンアベニュー111	24,172,058	6.06

#### (4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：1,398個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 139,800株 ④新株予約権の行使期間：平成27年7月16日から平成57年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	11名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされていません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 山下 和俊 指定有限責任社員 宮田 世紀	98	・ 当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法にかかるアドバイザリー業務について対価を支払っております。 ・ 報酬等について監査役会が同意した理由 (注) 3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は117百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
- この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

### ○業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当行の業務の適正を確保するための体制について、「会社法の一部を改正する法律」および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月28日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」を一部改正いたしました。

改正後の「内部統制基本方針」および「財務報告に係る内部統制の基本方針」の内容の概要は、以下のとおりであります。

### 「内部統制基本方針」

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当行の業務ならびに当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。

### (1) 当行および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行および子会社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと認識し、グループ運営規程および法令等遵守規程にコンプライアンス態勢にかかる規定を制定し、「反社会的勢力に対しては断固として対決するとともに、毅然とした態度で不当な要求を拒絶する」旨を明確に定め、法令等や社内規則等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図っている。また、当行および子会社の代表取締役および担当取締役が繰り返し法令等遵守の精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを企業活動の大前提とすることを徹底する。
- ② 当行は、取締役会において事業年度毎にグループ会社が優先的に取り組むべき項目をコンプライアンス・プログラムとして定め、コンプライアンス態勢の充実に取り組む。
- ③ コンプライアンス態勢の統括部署として当行内に法務コンプライアンス部を設置し、グループ会社全体のコンプライアンスの統括管理を行う。また、法令等遵守規程に基づき設置するコンプライアンス委員会においてコンプライアンス態勢について協議、充実に努める。
- ④ 当行の監査部は、グループ会社の法令等遵守状況を監査する。監査結果は定期的に当行の取締役会および監査役に報告される。
- ⑤ 当行および子会社の役職員が法令上疑義のある行為等を発見した場合は、直接、法務コンプライアンス部等の当行本部部署または外部に設置した弁護士を窓口とする受付機関（以下「社外受付機関」という）へ報告することが可能な内部報告制度を利用し、法令等遵守態勢の確保に努める。

- ⑥ 反社会的勢力排除に向けて、コンプライアンス取組み項目の一つとして「コンプライアンス・マニュアル」等に「反社会的勢力との取引遮断」を掲げ、グループ一体となって取組む。  
当行の担当取締役を責任者として、法務コンプライアンス部がグループ会社全体の統括を行い、営業店で収集された反社会的勢力に関する情報等からデータベースを作成し、情報を共有化する。また、不当要求等に備え、「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力への対応要領や心構え、有事発生時の連絡体制等を記載し、警察や顧問弁護士等とも緊密に連携したうえで、即座に対処できる態勢を整備する。法務コンプライアンス部は定期的に取り締役会等に状況報告を行い、必要な場合は取締役会等の指示を受ける。
- ⑦ 当行および子会社は、グループ経営理念に則り、お客さまの利益・資産の保護および利便性の向上を経営上の最重要課題の一つと認識し、適正な業務運営を行う。
- ⑧ 当行は、情報開示に関する基本的な考え方を「ディスクロージャー・ポリシー」として定め、情報開示に関して適切な体制の確保に努める。また当行は法令等にしがたい、重要な情報等の開示について適切かつ公正な情報開示を行うため、「グループ適時開示要領」に適時開示情報の報告プロセス・処理について定め、その概要を情報開示体制として明示する。また適時開示の状況を検証する開示委員会の運営に関して「開示委員会運営要領」を定める。

## **(2) 当行の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する事項**

当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する責任者を秘書室長とし、その責任者が作成する文書管理規程にしたがい、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。当行の取締役および監査役は文書管理規程により保管されたこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

## **(3) 当行および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当行は、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程にリスク管理体制にかかる規定を制定し、グループ会社全体のリスクを管理するリスク管理委員会の設置により、リスク管理を一元的に統括し、リスク管理体制の強化・充実を図る。
- ② 当行は、グループ会社が抱える様々なリスクを統合的に管理するため、リスク管理委員会を毎月開催し、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の主要なリスク状況を把握するとともに、グループ会社のリスク管理方針や管理体制整備に関する事項について協議する。
- ③ リスク管理体制の統括部署として当行内にリスク管理部を設置し、グループ会社全体のリスクの統括管理を行い、統合的リスク管理規程に基づき設置するリスク管理委員会においてリスク管理体制について協議、充実を努める。

- ④ 当行の監査部は、グループ会社のリスク管理状況を監査する。監査結果は定期的に取り締役会および監査役に報告される。
- ⑤ 当行は、取締役会・監査役会による経営のモニタリングとして、リスク管理体制を含む内部管理体制を構築する。

#### (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下のとおりの経営体制を構築する。

- ① 取締役会が定める職務権限規程等により、職務・権限・意思決定ルールを策定する。
- ② 取締役のうち、業務執行に関わる取締役を限定し機動的な業務の執行に努める。また、必要に応じて、職員の中から執行役員を選任し、業務の決定および執行の権限を委譲する。
- ③ 取締役会で定めた中期経営計画に基づき業務計画等を策定し、その目標達成状況等を定期的に取締役会に報告する。

#### (5) 子会社の取締役の職務執行にかかる事項の当行への報告に関する体制および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の重要な業務の決定等については、グループ運営規程および子会社管理要領に当行への報告が必要な事項を定め、経営上の報告体制を明確にする。
- ② 子会社の管理業務は当行の経営企画部が統括し、子会社との協議・調整ならびに子会社からの報告等にかかる必要な対応を行う。
- ③ 当行は、子会社との監査契約に基づき定期的に監査を実施し、適正な業務運営および管理状況等について助言・指導を行う。
- ④ 当行および子会社の役員が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、グループ内の業務推進上の戦略・方針等の連絡・調整を行うとともに、子会社の役員に経営上の重要事項の報告を義務付ける。

#### (6) 当行の監査役会または監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当行は、監査役室を設置し、業務を検証できる能力と知識を有する専任スタッフを監査役室長として配置するとともに、監査役会または監査役から要請があった場合は、監査役室に所属職員を置く。

#### (7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項および当行の監査役会または監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室長は、監査役会または監査役の命を受けて監査役業務を補助すること、および監査役室所属職員を指揮監督することを職制に明記する。

- ② 監査役室に属する使用人に関する異動・人事考課・賞与評定・懲戒等については、その独立性を確保するため常勤監査役の同意を必要とする。

#### **(8) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制**

- ① 当行の監査役会は、取締役および使用人が行う監査役への報告事項を別に定め、取締役および使用人へ要請し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 取締役頭取宛の申請稟議およびその他の重要な報告文書等については、別途定める基準に基づき常勤監査役に回章する。当該稟議や報告文書に関して監査役から質問がなされた場合は、取締役または使用人が説明を行う。
- ③ 当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報窓口から報告を受けたコンプライアンス委員会事務局が都度監査役へ報告する体制、さらに社外受付機関が必要に応じ直接監査役に報告できる体制を定める。

#### **(9) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制**

- ① 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告を要すると判断した場合は、子会社の管理統括部署である経営企画部を介し、または直接、当行の監査役に報告を行う。
- ② 当行の監査役が子会社の業務執行について報告を求めた場合は、子会社の管理統括部署である経営企画部または当該子会社の役員・使用人が速やかに適切な報告を行う。
- ③ 当行の監査役は、グループ経営会議に出席し、子会社の役員から重要な報告を受ける。
- ④ 当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報窓口から報告を受けたコンプライアンス委員会事務局が都度監査役へ報告する体制、さらに社外受付機関が必要に応じ直接監査役に報告できる体制を定める。

#### **(10) 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当行は、グループ会社の役職員等が遵守する内部通報規程において、通報者に不利益を与えない適切な態勢を整備し、通報者の保護を徹底するほか、監査役に対して前2号の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしないこととする。

## (11) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務について、会社法388条に基づき監査役が前払等を請求したときは、当該費用または債務の処理について適切に対応するとともに、監査業務に必要な費用の予算措置を十分に講じることにより監査活動の実効性を確保する。

## (12) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、以下の体制を構築する。

- ① 代表取締役と監査役は定期的に会合を設け、意見交換を実施する。
- ② 監査役と会計監査人との連携強化を目的とした連絡会を設置し、定期的に情報交換を実施する。
- ③ 当行の内部監査部門と定期的に連絡会を開催し、情報交換および意見交換を実施する。

## 「財務報告に係る内部統制の基本方針」

当行は、会社法に基づき決議した内部統制基本方針を踏まえ、金融商品取引法に定められた財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、当行ならびに札幌北洋グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を定める。

### (1) 当行ならびに札幌北洋グループは、経営理念の一つとして「企業価値の増大を図り、株主と市場から高い信認を得る」ことを掲げており、有価証券報告書をはじめとする財務報告に関する信頼性の確保は当行の経営上の重要な要点である。

このため、当行は金融商品取引法ならびに関係する法令等の定めに基づいて、財務報告に係る内部統制の構築、整備および評価を行い、内部統制報告書を作成する。

### (2) 財務報告に係る内部統制に関する役割と責任は以下のとおりである。

- ① 取締役頭取は、取締役会による会社法に定める内部統制基本方針の決定を受けて、組織の内部統制を整備および運用するとともに、財務報告に係る内部統制の整備および運用について適正に評価し報告する責任を負う。

なお、当行において最高財務責任者を設置した場合は、当該最高財務責任者は財務報告に係る内部統制において代表者に準ずる責任を有するものとする。

- ② 取締役会は、内部統制の整備および運用に係る基本方針を決定する。また、取締役会は、経営者による内部統制の整備および運用に対して監督責任を有する。
- ③ 札幌北洋グループの全職員は、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の整備および運用ならびにその評価に関して一定の役割と責任を有する。なお、全職員には、正規の従業員のほか、組織において一定の役割を担って業務を遂行する短期、臨時雇用の従業員も含む。

## ○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための取組み状況 (コンプライアンスに関する取組み)

- ① 取締役会にて定めた平成27年度「コンプライアンス・プログラム」に基づき、グループ役員に対し、「コンプライアンス文化の定着」「コンプライアンス最優先」の意識徹底を図るとともに「実態認識に基づくPDCA活動」の強化に取り組んでおります。
- ② 「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況の点検、課題抽出と改善施策の策定等を行い、その結果を都度取締役会に報告しております。
- ③ グループ内の反社会的勢力との取引遮断に向けた取組状況を法務コンプライアンス部にて定期的に点検し、その結果を、3ヶ月に一度取締役会に報告しております。
- ④ 「開示委員会」を8回開催し、法令等に基づく適切かつ公正な情報開示が行われているかを点検のうえ、その結果を都度取締役会に報告しております。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理に関する取組み）

- ① 「リスク管理委員会」を毎月開催し、業務上生じる様々なリスクの把握やリスク管理態勢の強化にかかる協議等を行い、その結果を都度取締役会に報告しております。
- ② 社外取締役をメンバーに含む「ALM委員会」を毎月開催し、リスクコントロールや効率的な収益（リターン）確保にかかる協議等を行い、その結果を都度取締役会に報告しております。
- ③ 取締役会で定めた中期監査計画（平成27～28年度計画）および平成27年度監査計画に基づき、リスクの特定・分析・評価に重点を置いた内部監査を実施しております。なお、当行では平成26年度から内部監査態勢の外部評価を導入し、その結果を監査計画に反映させるなど、内部監査の高度化に取り組んでおります。

### (3) 取締役の職務執行に関する取組みの状況

- ① 取締役会で定めた中期経営計画（平成26～28年度計画）および平成27年度経営計画について、その進捗状況を定期的に取締役会・経営会議等に報告し、必要な対応を協議しております。
- ② 取締役会の実効性を向上させるため、取締役会の自己評価（アンケートによる分析・評価）を実施し、その結果に基づき、取締役会付議事項の見直し等に取り組んでおります。
- ③ 「グループ経営会議」を5回開催し、グループ内の戦略・方針等の協議を行うとともに、業務計画の進捗状況等、子会社の重要事項について報告を受けております。

- ④ 取締役の職務の執行にかかる情報については、秘書室長が責任者となり、取締役および監査役が常時閲覧できるよう適切に保管・管理しております。

#### (4) 監査役監査の実効性確保および監査役への報告に関する取組み

- ① 常勤監査役は、取締役会のほか、「経営会議」「ALM委員会」等の重要会議に出席するとともに、「重要な決裁書類」を全て閲覧することにより、監査の実効性を高めております。また、「グループ経営会議」に出席し、子会社の役員から重要事項の報告を受けております。
- ② 社外監査役は、重要拠点等の現地視察（当事業年度は3拠点視察）、代表取締役との意見交換会（当事業年度は4回開催）への出席等により、監査の実効性を高めております。
- ③ 会計監査人との連絡会（当事業年度は10回開催）、当行内部監査部門との連絡会（当事業年度は6回開催）、社外取締役との情報交換など、他の機関・部署との緊密な連携を図っております。
- ④ 監査役室の専任スタッフである監査役室長が、監査役会または監査役の職務を適切に補助しております。監査役室長の異動・人事考課・賞与評価は、その独立性を確保するため、常勤監査役の同意を得て行っております。
- ⑤ 内部通報規程を改定し、通報を受けた機関が速やかに監査役にその内容を報告する体制および社外受付機関を含む通報窓口から監査役に直接報告できる体制を明文化しております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12 その他

該当ありません。





## 第160期 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで） 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	121,101	50,001	—	50,001	2,229	1,018	108,298	111,545	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					678		△4,068	△3,390	
当 期 純 利 益							17,704	17,704	
自 己 株 式 の 取 得									
固定資産圧縮積立金の積立						28	△28	—	
土地再評価差額金の取崩							247	247	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	678	28	13,854	14,561	
当 期 末 残 高	121,101	50,001	—	50,001	2,907	1,046	122,152	126,106	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△129	282,518	65,495	△20	6,035	71,511	—	354,029
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当		△3,390						△3,390
当 期 純 利 益		17,704						17,704
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0						△0
固定資産圧縮積立金の積立		—						—
土地再評価差額金の取崩		247						247
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			6,168	19	△65	6,121	55	6,177
当 期 変 動 額 合 計	△0	14,560	6,168	19	△65	6,121	55	20,738
当 期 末 残 高	△129	297,079	71,663	△0	5,969	77,632	55	374,767

## 第160期末（平成28年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	718,742	預 金	7,715,256
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	30,708	譲 渡 性 預 金	98,212
買 入 金 銭 債 権	11,673	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	52,346
商 品 有 価 証 券	5,624	借 用 金	77,796
有 価 証 券	1,711,785	外 国 為 替	53
貸 出 金	5,747,173	そ の 他 負 債	58,590
外 国 為 替	3,388	賞 与 引 当 金	1,945
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	45,479	退 職 給 付 に 係 る 負 債	785
そ の 他 資 産	89,461	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,553
有 形 固 定 資 産	90,084	ポ イ ン ト 引 当 金	335
建 物	37,449	繰 延 税 金 負 債	15,010
土 地	40,116	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,859
リ ー ス 資 産	2,938	支 払 承 諾	50,210
建 設 仮 勘 定	144	負 債 の 部 合 計	8,074,956
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	9,435	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	10,545	資 本 金	121,101
ソ フ ト ウ ェ ア	10,112	資 本 剰 余 金	72,328
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	433	利 益 剰 余 金	112,178
繰 延 税 金 資 産	477	自 己 株 式	△1
支 払 承 諾 見 返	50,210	株 主 資 本 合 計	305,607
貸 倒 引 当 金	△50,836	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	72,602
資 産 の 部 合 計	8,464,519	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,969
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	14
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	78,585
		新 株 予 約 権	55
		非 支 配 株 主 持 分	5,315
		純 資 産 の 部 合 計	389,563
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,464,519

## 第160期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	149,791
貸出金運用収益	80,727
貸有価証券利息及び買入手形利息	66,828
コールローン利息	13,113
預け金の利息	71
その他の受入利息	490
役員その他の引当金戻入	223
その他の業務の引当金の取戻	30,386
その他の業務の引当金の取戻	32,212
貸倒引当金の取戻	6,465
償却の他の経常収益	1,167
その他の経常収益	29
経常費用	5,268
経常費用	119,351
預讓金調達費用	4,127
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,601
債券貸借取引支払利息	271
借入金の利息	0
その他の支払利息	228
役員その他の業務の引当金の取戻	1,990
その他の業務の引当金の取戻	34
役員その他の業務の引当金の取戻	10,119
その他の業務の引当金の取戻	26,065
その他の業務の引当金の取戻	75,332
その他の業務の引当金の取戻	3,706
その他の業務の引当金の取戻	3,706
経常利益	30,440
特別利益	9
固定資産処分益	9
特別損失	1,192
固定資産処分損失	265
減価償却損失	926
税金等調整前当期純利益	29,256
法人税、住民税及び事業税	3,260
法人税、住民税及び事業税	7,272
当期純利益	10,533
当期純利益	18,722
非支配株主に帰属する当期純利益	706
親会社株主に帰属する当期純利益	18,015

# 第160期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	121,101	72,328	97,305	△0	290,734
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,390		△3,390
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18,015		18,015
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			247		247
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	14,872	△0	14,872
当 期 末 残 高	121,101	72,328	112,178	△1	305,607

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	66,300	△20	6,035	490	72,806	—	4,473	368,014
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△3,390
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								18,015
自 己 株 式 の 取 得								△0
土地再評価差額金の取崩								247
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	6,301	19	△65	△476	5,778	55	842	6,676
当 期 変 動 額 合 計	6,301	19	△65	△476	5,778	55	842	21,549
当 期 末 残 高	72,602	△0	5,969	14	78,585	55	5,315	389,563

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社北洋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和 俊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社北洋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和 俊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社北洋銀行 監査役会

常勤監査役 下村 幸弘 ㊟

常勤監査役 曾我 浩司 ㊟

常勤社外監査役 立川 宏 ㊟

社外監査役 武藤 仁一 ㊟

社外監査役 山田 範保 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を通じて、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、平成28年3月期につきましては、市場金利の低下により貸出金収益が減少する中、有価証券関係損益の増加や信用コストの減少等により相応の収益を確保できたことから、当行の業績連動配当制度により、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式            1株につき金 7.5円            総額 2,991,582,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式            平成28年6月29日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき5.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき12.5円となり、昨年よりも5.5円の増配となります。

なお、この期末の剰余金の配当1株につき金7.5円のうち2.5円は、当行の業績連動配当制度における「業績連動配当金」であります。

<ご参考> 当行の業績連動配当制度

【普通配当金】

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年10円とする予定といたします。

【業績連動配当金】

業績に連動する部分として、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目途にお支払いする予定といたします。

## 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、近江秀彦氏は平成28年3月31日付で辞任により取締役を退任しておりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 <b>1</b>	よ こう ち <b>横内</b>	りゅうぞう <b>龍三</b>	(昭和19年7月7日生)	<b>再任</b>
 <b>所有する当行の株式数</b> 103,000株	<b>略歴、当行における地位</b>			
	<p>昭和42年4月 日本銀行入行            平成6年12月 同 電算情報局長            平成8年3月 同 人事局長            平成12年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）            田辺総合法律事務所入所            平成15年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）社外監査役            平成16年10月 当行執行役員副頭取            平成17年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長            平成17年6月 当行取締役副頭取            平成18年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役社長            平成18年6月 当行取締役頭取            平成24年4月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役会長            平成24年4月 当行取締役会長（現任）</p>			
<b>取締役候補者とした理由</b>				
<p>日本銀行において電算情報局長、人事局長などの要職を歴任し、銀行業界・銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有するとともに、弁護士として法律分野の専門知識を有しております。平成18年6月から当行頭取を、平成24年4月から当行会長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。</p>				

候補者番号

2

いし い  
石井

じゅん じ  
純二

(昭和26年5月25日生)

再任



所有する当行の株式数

109,600株

#### 略歴、当行における地位

昭和50年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行  
平成10年11月 当行業務推進部管理役  
平成11年4月 同 経営管理部企画第二課長  
平成15年5月 同 法人推進部長  
平成16年4月 同 大通支店長  
平成16年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）取締役  
平成16年6月 当行取締役大通支店長  
平成17年4月 同 取締役業務企画部長  
平成18年4月 同 常務取締役業務企画部長  
平成18年6月 同 常務取締役  
平成21年6月 同 常務取締役営業推進統括本部長  
平成22年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長  
平成22年6月 当行取締役副頭取  
平成24年4月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役社長  
平成24年4月 当行取締役頭取（現任）  
平成27年6月 北海道旅客鉄道株式会社社外監査役（現任）  
平成27年6月 一般社団法人第二地方銀行協会会長（現任）

#### 重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

#### 取締役候補者とした理由

業務企画部長、リスク管理部門・システム部担当常務、営業推進統括本部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成22年6月から副頭取を、平成24年4月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

しばた りゅう

柴田 龍

(昭和32年1月25日生)

再任



所有する当行の株式数

92,200株

#### 略歴、当行における地位

昭和56年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行  
平成10年11月 同 融資第一部管理役  
平成12年6月 同 融資第一部審査課長  
平成14年7月 同 リスク管理室長  
平成16年4月 同 経営管理部長  
平成16年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行） 取締役  
平成16年6月 当行取締役経営管理部長  
平成18年4月 同 常務取締役経営管理部長  
平成21年6月 同 常務取締役  
平成22年4月 中道リース株式会社社外監査役（現任）  
平成22年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長  
平成22年6月 当行取締役副頭取（現任）

#### 重要な兼職の状況

中道リース株式会社 社外監査役

#### 取締役候補者とした理由

リスク管理室長、経営管理部長、システム部担当常務などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成22年6月から副頭取として、経営管理・危機管理統括本部長や企画・戦略本部長などを務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ふじい

藤井

ふみよ

文世

(昭和29年8月20日生)

再任



所有する当行の株式数

23,000株

**略歴、当行における地位**

昭和54年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行  
平成10年11月 当行人事部管理役  
平成11年7月 同 人事部人事管理課長  
平成13年2月 同 東京支店副支店長  
平成15年5月 同 留萌支店長  
平成17年4月 同 融資第一部管理役  
平成18年9月 同 経営管理部担当部長  
平成21年6月 同 営業推進統括部担当部長  
平成22年6月 同 執行役員営業推進統括部長  
平成23年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）取締役事務局長  
平成23年6月 当行取締役  
平成24年10月 同 取締役経営企画部長  
平成26年6月 同 常務取締役（現任）  
平成27年8月 株式会社ツルハホールディングス社外監査役（現任）

**重要な兼職の状況**

株式会社ツルハホールディングス 社外監査役

**取締役候補者とした理由**

営業推進統括部長、持株会社担当取締役、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から常務取締役として、融資本部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

さこだ

迫田

としたか

敏高

(昭和31年4月17日生)

再任



所有する当行の株式数

3,900株

**略歴、当行における地位**

昭和55年4月 日本銀行入行  
平成10年5月 同 経営企画室経理課長  
平成14年6月 同 高知支店長  
平成16年5月 同 人事部参事役  
平成16年7月 同 総務人事部参事役  
平成18年1月 同 広島支店長  
平成20年7月 同 金融機構局審議役  
平成23年5月 同 政策委員会室秘書役  
平成25年6月 同 当行常務執行役員  
平成26年6月 同 常務執行役員国際部長  
平成27年6月 同 常務取締役（現任）

**取締役候補者とした理由**

日本銀行において金融機構局審議役、政策委員会室秘書役などの要職を歴任し、銀行業界・銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成27年6月から当行常務取締役として法務コンプライアンス部・リスク管理部を担当し、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

たけうち いわお  
竹内 巖

(昭和33年4月5日生)

新任



所有する当行の株式数

10,800株

## 略歴、当行における地位

昭和56年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行  
 平成12年7月 同 伊達支店長  
 平成14年9月 同 営業推進部営業推進役  
 平成14年10月 同 経営管理部管理役  
 平成14年12月 同 融資第一部審査役  
 平成16年6月 同 千歳中央支店長兼千歳空港出張所長  
 平成19年5月 同 本店営業部渉外部長  
 平成20年11月 同 本店営業部法人部長  
 平成22年6月 同 札幌駅南口支店長  
 平成24年6月 同 執行役員釧路中央支店長  
 平成25年11月 同 執行役員融資第一部審査役  
 平成26年6月 同 常務執行役員（現任）

## 取締役候補者とした理由

札幌駅南口支店長、釧路中央支店長、融資第一部審査役などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から常務執行役員として、融資第一部経営改善支援室を担当し、その職務・職責を適切に果たしており、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

ひがしはら さちお  
東原 幸生

(昭和34年3月12日生)

再任



所有する当行の株式数

15,900株

## 略歴、当行における地位

昭和57年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行  
 平成18年1月 同 西線支店長  
 平成20年10月 同 札幌南支店長  
 平成22年6月 同 システム部担当部長  
 平成23年6月 同 システム部長  
 平成24年6月 同 執行役員函館中央支店長  
 平成26年6月 同 取締役事業戦略部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

システム部担当部長、システム部長、函館中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から取締役として、事業戦略部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

ながの　　みのる

長野

実

(昭和34年11月16日生)

再任



所有する当行の株式数

12,300株

略歴、当行における地位

昭和57年 4月 株式会社北海道拓殖銀行入行  
平成10年 11月 当行入行  
平成17年 6月 同 経営管理部企画課長  
平成21年 4月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長  
平成21年 6月 同 経営管理部長  
平成23年 1月 同 経営管理部長兼企画第二課長  
平成23年 6月 同 執行役員営業推進統括部長  
平成24年 6月 同 執行役員旭川中央支店長  
平成26年 6月 同 取締役旭川中央支店長  
平成27年 4月 同 取締役本店営業部本店長（現任）

取締役候補者とした理由

経営管理部長、営業推進統括部長、旭川中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から取締役として、本店営業部本店長などを務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

9

やすだ　　みつはる

安田

光春

(昭和34年10月5日生)

再任



所有する当行の株式数

15,900株

略歴、当行における地位

昭和58年 4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行）入行  
平成16年 4月 同 経営管理部企画課長  
平成17年 4月 同 宮の沢支店長  
平成19年 8月 同 人事部調査役（石屋製菓(株)出向）  
平成21年 4月 同 融資第一部副部長  
平成23年 6月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長  
平成25年 6月 同 執行役員融資第一部長  
平成26年 6月 同 取締役経営企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

宮の沢支店長、融資第一部担当部長兼与信企画室長、融資第一部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から取締役として、経営企画部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

10

まつした かつのり  
松下 克則

(昭和34年7月25日生)

新任



所有する当行の株式数

2,100株

## 略歴、当行における地位

昭和58年4月 株式会社北海道相互銀行（現 当行） 入行  
 平成12年4月 同 山鼻支店長  
 平成15年5月 同 静内支店長  
 平成17年6月 同 札幌駅前支店長  
 平成19年1月 同 管理統括本部担当部長  
 平成20年10月 当行経営管理部企画第二課長  
 平成22年5月 同 経営管理部副部長兼企画第二課長  
 平成23年1月 同 札幌西支店長兼札幌医大病院出張所長  
 平成25年4月 同 本店営業部法人営業部長  
 平成26年6月 同 執行役員本店営業部副本店長（現任）

## 取締役候補者とした理由

経営管理部副部長、札幌西支店長、本店営業部法人営業部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から執行役員として、本店営業部副本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

11

いとう ひろきみ  
伊藤 博公

(昭和37年1月28日生)

新任



所有する当行の株式数

5,300株

## 略歴、当行における地位

昭和59年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行  
 平成10年11月 当行入行  
 平成18年4月 同 人事部管理役  
 平成18年10月 同 苗穂支店長  
 平成21年3月 同 融資第一部審査役  
 平成23年1月 同 リテール部副部長  
 平成23年4月 同 リテール部副部長兼リテール課長  
 平成24年10月 同 本店営業部法人部長  
 平成25年3月 同 本店営業部法人営業部長  
 平成26年6月 同 執行役員融資第一部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

融資第一部審査役、リテール部副部長、本店営業部法人営業部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。平成26年6月から執行役員として、融資第一部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

12

はやし

林

みかこ

美香子

(昭和28年4月12日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

－株

略歴、当行における地位

昭和51年4月 札幌テレビ放送株式会社入社  
昭和60年1月 フリーキャスターとして活動開始、現在に至る  
平成20年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特別研究教授  
平成20年6月 ホクレン農業協同組合連合会 員外監事  
平成23年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特任教授（現任）  
平成24年1月 北海道大学大学院農学研究院客員教授（現任）  
平成27年6月 当行社外取締役（現任）

取締役候補者とした理由

農業や地域再生を専門分野とし、慶應義塾大学大学院の特任教授および北海道大学大学院の客員教授を務める一方、フリーキャスターとしても活躍されております。その多様な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き当行の基盤である北海道経済の持続的成長および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

13

うばがい

祖母井

りえこ

里重子

(昭和35年4月20日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

200株

略歴、当行における地位

平成8年4月 弁護士登録・祖母井法律事務所開設  
平成11年11月 北石狩公平委員会委員（現任）  
平成14年4月 北海道住宅供給公社非常勤理事  
平成15年11月 廣岡・祖母井法律事務所（現 祖母井・中辻法律事務所）開設  
平成16年4月 北海道教育大学経営協議会委員  
平成16年10月 北海道住宅供給公社監事  
平成19年7月 北海道公安委員会委員（現任）  
平成27年6月 当行社外取締役（現任）

取締役候補者とした理由

弁護士として第一線で活躍されており、また、北海道教育大学経営協議会委員や北海道公安委員会委員など、諸団体の要職を歴任されております。その豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き経営の健全性の確保および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。

候補者番号 <b>14</b>	しまもと <b>島本</b>	かずあき <b>和明</b> (昭和21年10月7日生)	<b>新任</b>	<b>社外</b>	<b>独立</b>
	<p><b>略歴、当行における地位</b></p> <p>昭和53年4月 医学博士号取得          平成8年9月 札幌医科大学医学部内科学第二講座教授          平成12年4月 札幌医科大学附属病院副院長          平成16年3月 同 病院長          平成22年4月 札幌医科大学理事長・学長          平成28年4月 日本医療大学総長（現任）</p>				
<p><b>所有する当行の株式数</b></p> <p>一 株</p>	<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>札幌医科大学附属病院病院長や札幌医科大学理事長・学長などの要職を歴任され、平成28年4月から日本医療大学総長を務められております。地域の成長産業のひとつである医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当につきましては、19-20頁「2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。
3. 林美香子氏および祖母井里重子氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、島本和明氏の選任が承認された場合には、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 林美香子氏、祖母井里重子氏ならびに島本和明氏は、社外取締役候補者であります。
  - ② 林美香子氏、祖母井里重子氏ならびに島本和明氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「取締役候補者とした理由」に記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - ③ 林美香子氏および祖母井里重子氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（後掲、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、両氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
- また、島本和明氏も、独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。
- ④ 林美香子氏および祖母井里重子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役武藤仁一氏および山田範保氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<p>候補者番号 <b>1</b></p>	<p>のじま まこと <b>野島 誠</b> (昭和31年11月26日生) <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>
	<p><b>略歴、当行における地位</b></p> <p>昭和54年4月 日本国有鉄道入社 平成19年6月 北海道旅客鉄道株式会社取締役財務部長 平成22年6月 同 常務取締役総合企画本部長 平成24年5月 同 常務取締役鉄道事業本部長 平成24年6月 同 専務取締役鉄道事業本部長 平成25年6月 同 代表取締役社長 平成26年12月 札幌駅総合開発株式会社顧問 (現任)</p>
<p><b>所有する当行の株式数</b></p> <p>一株</p>	<p><b>監査役候補者とした理由</b></p> <p>出身企業において、代表取締役社長を務められるなど経営の要職を歴任されております。また、財務部門の担当歴が長く、財務担当役員も務められておりました。北海道を代表する企業の経営者としての豊富な経験と財務にかかる高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保に大いに貢献していただけると判断し、社外監査役候補者としてしました。</p>

候補者番号 <b>2</b>	ほんま きみひろ <b>本間 公祐</b> (昭和31年4月25日生)	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
	<p><b>略歴、当行における地位</b></p> <p>昭和54年4月 北海道電力株式会社入社          平成21年7月 同 理事秘書室長          平成22年6月 同 常務取締役ビジネスサポート本部副本部長          平成23年6月 同 常務取締役札幌支店長          平成24年6月 同 常任監査役(現任)</p>	
<b>所有する当行の株式数</b> 1,200株	<p><b>監査役候補者とした理由</b></p> <p>出身企業において、常務取締役札幌支店長など経営の要職を歴任された後、平成24年6月から常任監査役を務められております。北海道を代表する企業の経営に関与された豊富な経験と、監査役を務められた高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保に大いに貢献していただけると判断し、社外監査役候補者としてしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 野島 誠氏および本間公祐氏の選任が承認された場合には、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)のうちいずれか高い額」とする。
3. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項
- ① 野島 誠氏および本間公祐氏は、社外監査役候補者であります。
  - ② 野島 誠氏が北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長在任中の平成25年9月19日に発生した函館線大沼駅構内貨物列車脱線事故を契機として調査を行った際、レール異常の放置や検査データの書き換え等が判明し、同社は平成26年1月に国土交通大臣から鉄道事業法およびJR会社法に基づく「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」を受けました。なお、同社は命令に対して「措置を講ずるための計画」を策定し実施しております。
  - ③ 本間公祐氏は、平成28年6月28日開催予定の北海道電力株式会社の株主総会終結の時をもって、同社常任監査役を退任予定であります。
  - ④ 野島 誠氏および本間公祐氏は、後掲の独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。なお、両氏の出身企業と当行の間にはそれぞれ営業取引がありますが、両社と当行の間の営業取引の規模等は、独立性判断基準に照らし、両氏の独立性に疑問を抱かせるようなものではありません。

以上

## <ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
  - (1) 上記 1～5 に該当する者
  - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
  - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

以上

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成28年6月27日（月曜日）午後5時00分です。期限時刻までに議決権の行使を完了していただく必要があります。
- (3) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続にかかる費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・当行からパスワードをお尋ねすることはございません。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。また、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

（ご参考）

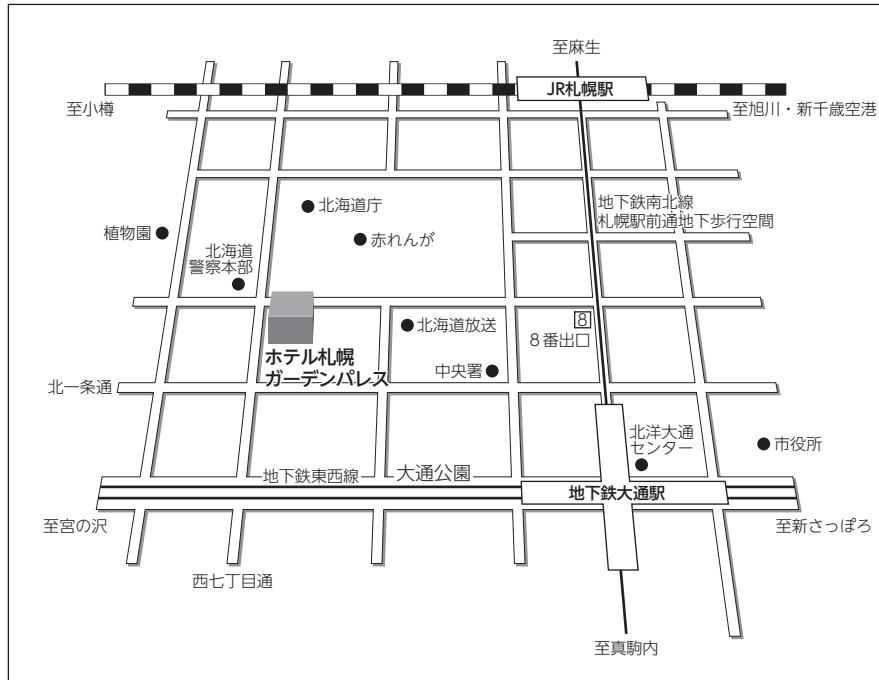
機関投資家の皆さまにつきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

# 株主総会会場のご案内

**会 場** 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」

**交通のご案内** J R 札幌駅から徒歩7分  
地下鉄 大通駅から徒歩5分  
札幌駅前通地下歩行空間 8番出口から徒歩3分

## <会場付近地図>



お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

